

- 令和7年度 つくばみらい市就学援助制度 -

新入学学用品費の入学前支給のご案内

つくばみらい市就学援助制度は、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難なご家庭に対し、学校教育で必要な費用（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等）の一部を援助する制度です。

つくばみらい市では、就学援助費のうち、小・中学校新1年生を対象とする新入学学用品費について、入学前支給を実施しています。令和7年4月に小学校に入学するお子様のいるご家庭で、就学援助を希望される保護者の方は、令和7年2月7日（金）までに申請することにより、認定された場合は、入学前の3月に新入学学用品費が支給されます。

新入学学用品費の入学前支給の対象となる方

■ 次のすべてに該当する方

- （１）令和7年1月1日時点でつくばみらい市にお住まいの方
（令和7年3月末日以前につくばみらい市外へ転出される方を除く）
- （２）お子様が令和7年4月に小学校に入学予定の方
- （３）就学援助（新入学学用品費の入学前支給）の認定基準に該当する方

就学援助（新入学学用品費の入学前支給）の認定基準

■ 次のいずれかに該当する方

- （１）児童扶養手当を受給中の方
※「児童扶養手当」…父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当
- （２）市・県民税が非課税である世帯の方
- （３）世帯全員の所得合計額が基準以下の方（下表参照）
※ 原則として世帯全員の所得合計額（令和5年1月～12月中の所得額）が基準となりますので、所得税の確定申告や、市・県民税の申告等を済ませていただく必要があります。
- （４）その他、経済的に就学が困難であると認められる方

＜所得基準の参考例＞

世帯構成	世帯全員の所得合計額（持家）	世帯全員の所得合計額（借家）
2人（母・小学生）	約166万円	約238万円
3人（父・母・小学生）	約220万円	約292万円
3人（母・小学生2人）	約229万円	約300万円
4人（父・母・小学生2人）	約279万円	約351万円

※上記は、世帯構成員の年齢等によって異なります。

申請方法・支給額などは、裏面をご覧ください

申請方法・申請期限

- 申請書類に必要事項をご記入の上、下記の申請期限内に学校総務課までご提出ください。
※提出は、ご持参または郵送してください（郵送の場合は期限内必着のものに限ります）。
※申請書と確認同意書は、学校総務課で配布いたします。また、つくばみらい市ホームページからダウンロードすることも可能です。

申請期限 令和7年2月7日（金）

申請書類

- 「就学前新入学学用品費兼入学年度用就学援助費支給申請書」
申請書の世帯欄には次の（１）から（３）の全員をご記入ください。
（１）児童生徒と同居の家族全員（祖父母等含む）
（２）単身赴任や別居等の保護者
（３）同一敷地内に居住する者で、生計が同一である者
- 「確認同意書」
上記申請書の世帯欄に記入した全員をご記入ください（ただし18才以上の方のみ）。
- 「令和6年度住民税課税・非課税証明書」（令和6年1月1日時点の住民登録地で取得）
↳ 令和6年1月2日以降につくばみらい市に転入された方のみ提出が必要です。
世帯全員分（ただし18才以上のみ）を提出してください。

支給額・支給日等

- 支給額 57,060円
- 支給予定日 令和7年3月6日（木）
- 支給方法 申請書にご記入いただいた保護者の方の口座に振り込みます。

留意事項

- 新入学学用品費の入学前支給の申請は、入学後の新年度の就学援助の申請を兼ねています。新年度の就学援助は、世帯全員の前年（令和6年1月～12月）の所得合計額が基準となります。
- 令和7年1月2日以降につくばみらい市に転入された方や、期限内に申請ができなかった方は、入学後、4月中に学校を通じて申請ができます。審査の結果、認定となった場合は、7月頃に他の就学援助費と一緒に支給いたします。
- 新入学学用品費の入学前支給を受けた方は、入学後の新入学学用品費（入学後支給）は対象となりません。
- 新入学学用品費の入学前支給を受け取った方が、入学前につくばみらい市外に転出された場合、返金は求めませんが、転出先の自治体には本市で新入学学用品費の入学前支給を行った旨を通知いたします。

お問い合わせ・提出先

つくばみらい市教育委員会 学校総務課 学務係

〒300-2395 つくばみらい市福田 195 番地

電話 0297-58-2111（代表）

内線 7107